

札幌医学技術福祉歯科専門学校  
学校関係者評価報告書  
(令和8年度)

学校法人西野学園

札幌医学技術福祉歯科専門学校

## 1 はじめに

学校関係者評価委員会は、学校の自己点検・評価の結果を確認・検討し、教育活動に関する意見交換を行いながら、より実践的な職業教育を推進していくことを目的として設置されています。本校では、平成 26 年度からこの委員会を継続して開催しています。

委員の皆さまは、関連する業界の方々や専門職団体の代表、地域の住民、卒業生など、さまざまな立場の方々に構成されており、幅広い視点からご意見やご評価をいただいています。

本校では、委員の皆さまからいただいた評価結果やご意見を真摯に受け止め、改善が必要な点については速やかに対応を進めてまいります。また、教職員一同が力を合わせて、地域や社会のニーズを踏まえた学校運営や教育課程の充実に取り組んでいく所存です。

今後とも、関係者の皆さまをはじめ、地域の皆さまの温かいご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、以下に「令和 7 年度学校自己評価」に対して審議された「学校関係者評価」の内容をご報告いたします。

令和 8 年 4 月

札幌医学技術福祉歯科専門学校 校長 田邊 裕二

## 2 学校関係者評価委員名簿

| 氏 名   | 所 属                 |
|-------|---------------------|
| 三浦 邦彦 | 日本赤十字 北海道ブロック血液センター |
| 藪 貴代美 | 北海道言語聴覚士会           |
| 濱本 龍哉 | 新さっぽろ脳神経外科病院        |
| 泉水 康之 | 社会福祉法人札幌シニア福祉機構     |
| 小林 正弘 | 札幌市中央区西第八町内会        |

## 3 学校関係者評価委員会開催日時

令和 8 年 3 月 2 日(月) 16:00~17:30

## 4. 学校関係者評価

本委員会では、令和 7 年度の学校自己評価結果に基づき、教育理念・目的・目標、教育課程、教育の実施、学修成果、学生の受入れ、学生支援、教育実施組織・教員、教育環境、教育活動の基盤と改善・向上の取組の各項目について審議を行った。全体として、自己評価は適切であると判定された。委員からは、学校運営に対する前向きな取り組みや改善努力に対して評価の声が多く寄せられた一方で、今後の課題や改善の方向性についても具体的な意見が示された。

### 【今後への提言】

- ・ 教育の品質向上と自己評価プロセスの可視化
- ・ 学力不振・ミスマッチによる退学防止に向けた支援体制のさらなる充実
- ・ 教育環境の整備と教員の労務・健康管理の徹底
- ・ 財務状況に関する情報共有と組織一丸となった経営基盤の強化

## 令和7年度学校自己評価結果に基づく学校関係者評価一覧 【 札幌医学技術福祉歯科専門学校 】

| 番号   | 大項目                                | 小項目                    | 評価の基準   | 必須・任意 | 評価  | 学校コメント  | 学校関係者評価   |
|--|------------------------------------|------------------------|---|-------|---|---|---|
| 1-1  | 項目1<br>教育理念・目的・目標                  | 教育理念、目的及び目標の設定等        | 教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。  | ◎     | 2   | 教育理念・目的・目標は明確に設定されホームページにて公表しており、教職員の理解度も高い。  | 項目1<br>教育理念・目的・目標<br>についての<br>学校自己評価は<br>《 適切 》<br>である              |
| 2-1  | 項目2<br>教育課程、<br>教育の実<br>施、学修成<br>果 | 1 教育課程の編成と授業科目         | 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。  | ◎     | 2   | 教育課程については、科目関連図を作成し、学修の系統性・連続性を踏まえて授業科目を配置・編成している。教育課程編成委員会を設置し、社会情勢や産業構造の変化、資格制度の動向等を踏まえ、必要に応じて教育課程の見直しを課題として、授業内容の改善に努めている。   | 項目2<br>教育課程、教育の実<br>施、学修成<br>果<br>についての<br>学校自己評価は<br>《 適切 》<br>である |
| 2-2  |                                    | 2 教育の実施                | ①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。<br>②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。<br>【注】職業実践専門課程】 | ◎     | 2   | 講義では必要な知識を体系的に学修し、演習および実技科目では、講義で得た知識を活用して技術の修得を図る授業形態を採用している。これらの授業を適切に実施するため、指定備品を整備し、教育環境の充実を努めているが毎年、経年劣化で新たに購入していることは継続的課題として対応している。授業の質向上に向けては、公開授業や研究授業を実施し、教員間で授業内容の改善を継続的に図っている。成績評価については、評価基準をシラバスに明記し、基準に基づいた科目評価を行っている。                                 |   |
| 2-3  |                                    | 3 単位・卒業認定              | 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。   | ◎     | 2   | 各学科ではディプロマポリシーを掲げ、養成する人物像を明確にしている。一方で、入学者の学修状況や能力の多様化が進む中、学生の実態に即したポリシーの継続的な見直しが必要であると認識している。これにより、教育目標と学生の学修成果との整合性を確保し、教育の質保証を図る体制を維持・改善している。   |   |
| 2-4  |                                    | 4 学修成果目標の達成状況          | 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。  | ◎     | 2   | 卒業に向けて履修すべき各科目のシラバスにおいて、「科目の狙い」および「到達目標」を設定し、必要な資質・能力の修得を明確にしている。これらの到達目標に基づき、学修成果を確認したうえで履修の認定を行っている。<br>資格取得や職業能力の修得状況はおおむね良好である。   |   |
| 3-1  | 項目3<br>学生の受入<br>れ、学生支<br>援         | 1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理 | ①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。<br>②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。<br>【注】学修支援新制度機関要件の確認】  | ◎     | 2   | 入試制度委員会を設置し、入試規定および募集要項等を策定している。募集要項は入学希望者に配布するとともに、ホームページ上にも公開し、入試に関する情報を明確に示している。   | 項目3<br>学生の受入れ、学生<br>支援<br>についての<br>学校自己評価は<br>《 適切 》<br>である         |
| 3-2  |                                    | 2 自主的な学習の促進に対する支援      | 学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。   | △     | 2   | 学生サポートセンターと連携し、入学前教育として基礎学力セミナー等を実施している。入学後は、基礎学力や学習時間の状況を把握するための改善策として試験を早期に行い、学習習慣が速やかに定着するよう支援体制を構築している。これらの取組により、学生が専門的な学修に円滑に移行できる環境を整えている。  |   |
| 3-3  |                                    | 3 多様な学生に対する支援          | 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。   | △     | 2   | 多様な学生への支援については、学生サポートセンターと連携し、学習支援・生活支援・就労支援を提供できる体制を整えている。また、留学生については多様な関わりと対応が必要で国際交流センターと連携して継続的な支援改善を行っている。   |   |
| 3-4  | 項目3<br>学生の受入<br>れ、学生支<br>援         | 4 学生生活に関する支援           | ①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。   | ◎     | 3   | 学生相談体制については、学生相談室にカウンセラーを週2回配置し、専門性を有する相談支援を提供している。必要に応じて学内関係部署とも連携し、継続的なフォローが行える体制を整えている。  | 項目3<br>学生の受入れ、学生<br>支援<br>についての<br>学校自己評価は<br>《 適切 》<br>である         |
| ②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。       |                                    |                        | ◎   | 2     | 留年生や休退学希望者に対しては、担任および学科長が随時個別面談を実施し、必要に応じて保証人の協力を得ながら対応している。また、状況に応じて学生サポートセンターとも連携し、支援体制を整えている。一方で、留年や休退学の抑制に向けては課題があり、改善に向けて定期面談に加えて、より早期に問題を把握し解決につなげるための体制整備を進めている。 |   |   |
| ③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。 |                                    |                        | ◎   | 2     | 学生の心身の健康管理を、学校保健安全法に基づいた学校保健計画を策定し、「学校学科方針」にも掲載し組織的に適正な管理をしている。   |   |   |
| ④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。                |                                    |                        | △   | 3     | 経済的支援については、学生サポートセンターが学費延納・分納、奨学金、学費ローン、学園独自の支援費制度など幅広い制度を整備し、学生の状況に応じて対応している。一方で、学生自身がこれらの制度を十分に理解し、学修を継続するために適切に活用できるよう、制度理解と学力向上を促す指導の充実が求められている。                    |   |   |
| ⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。          |                                    |                        | ◎   | 2     | 就職支援については、学科での職業教育・履歴書指導・面接指導に加え、学生サポートセンターによる求人情報の周知、面接指導、企業説明会など多面的な支援が行われている。一方で、就職活動が国家試験後に本格的にすすめる学生がおり、体的に就労活動を進められるよう、行動変容を促す支援体制の整備を進めている。                      |   |   |
| 4-1  | 項目4<br>教育実施組<br>織・教員               | 1 教員の配置、募集、採用          | ①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。<br>②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。   | ◎     | 2   | 各科は厚生労働大臣より養成施設として指定されており、教育課程を実施するために必要な教員資格要件が指定規則により明確に定められている。これらの規定に基づき、教員の採用基準を整備し、資格・経験・専門性を確認したうえで採用を行っている。今後も、引き続き適正に運用していきたい。   | 項目4<br>教育実施組織・教員<br>についての<br>学校自己評価は<br>《 適切 》<br>である               |
| 4-2  |                                    | 2 教員の組織編制等             | ①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。<br>②教員間で連携、協力体制を構築していること。  | ◎     | 2   | 各科は厚生労働大臣より養成施設として指定されており、それぞれの「指定規則」により細かい内容が規定され、それに基づき、講義要項（シラバス）、コマシラバス、科目系統図などが作成されており、修学年限に応じた教育達成レベルや学習時間が定められている。また、教員資格要件についても、指定規則等に則り適正に運用されている。引き続き適正に運用していきたい。   |   |
| 4-3  |                                    | 3 教員の資質の向上             | ①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。<br>②企業等と連携して組織的に行っていること。【注】職業実践専門課程】<br>③教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。【注】職業実践専門課程】   | ◎     | 2   | 研修は、専門分野における実務研修と指導力の修得・向上を目的とした研修が中心であり、教職員は適宜参加している。また、事務系職員向けにはSD研修が実施されている。さらに、個人の裁量で研修に参加できる「研修費制度」も整備されている。今後もこれらの制度を活用し、教職員の主体的な能力開発に努めていく。  |   |
|  |                                    |                        |   | ◎     | 2   | 関連施設・病院からの要望、教育課程編成委員会での意見、事業所ヒアリングで得られた指摘を、学生の状況と併せて教育課程の見直しに反映している。教育課程編成委員会が出された意見の活用状況は学園ホームページで公開し、外部との連携と透明性を確保している。また、一部の教員は臨床現場での臨床研修や、卒業生が勤務する病院での臨床指導に参加しており、企業・医療機関と連携した教員研修を組織的に実施している。これにより、教員が最新の医療技術や現場の動向を把握し、授業および実習指導の質向上に役立っている。引き続き適正に実施していきたい。 |   |

## 令和7年度学校自己評価結果に基づく学校関係者評価一覧 【札幌医学技術福祉歯科専門学校】

| 番号                                  | 大項目                                 | 小項目  | 評価の基準   | 必須・任意 | 評価  | 学校コメント   | 学校関係者評価  |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--|---|-------|---|--|--|
| 5-1                                 | 項目5<br>教育環境                         | 1 教育環境の整備  | ①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。                          | ◎     | 2   | 施設・設備および機械器具等については、指定規則および関連ガイドラインに基づき、必要なものを適切に整備している。機器・備品は年度ごとに予算を確保し、教育活動の質向上に資する機器の導入を図るため、計画的な更新を行う。   | 項目5<br>教育環境<br>についての<br>学校自己評価は<br>《適切》<br>である                 |
|                                     |                                     |  | ②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。 | △     | 2   | 学園図書館に、個人学習スペースおよびグループ学習スペースを設置し、平日は20時30分まで、土曜日は日中に開放している。また、職員室内には個別指導に対応できるスペースを設けている。食事・休憩スペースとしては、各教室のほか、学生ロビーおよびカフェテリアを学生が利用できる環境を整えている。今後、更に学生の意見も取り入れながら、学生の生活環境の最適化を図りたい。                                 |  |
|                                     |                                     |  | ③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。  | △     | 3   | 学園図書館を整備し、専門書を中心に32,000冊以上の図書を所蔵している。開館時間中は、学生が自由に閲覧できる環境を整えている。   |  |
| 5-2                                 | 2 安全対策、防災組織                         | ①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。  | ◎   | 2     | 学校保健安全法に基づく計画は策定され、「学校・学科方針」に掲載している。計画に基づき、定期健康診断や施設安全点検を実施している。  |  |  |
|                                     |                                     | ②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。   | △   | 2     | 防災体制を整備し、年間計画に基づいて防火訓練および防災訓練をそれぞれ年1回実施している。これらの訓練を通じて、学生・教職員の安全意識の向上と、災害発生時の迅速な対応体制の確保に努めている。今後、有事の際の具体的な行動手順を確認するなど、実践的な対応能力の向上を図りたい。   |  |  |
| 5-3                                 | 3 施設・設備等の点検、改善等                     | ①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。  | △   | 2     | 施設・設備等については、日常点検および定期点検を計画的に実施し、必要に応じて補修を行っている。これらの点検・補修を通じて、安全で安定した教育環境の維持に努めているが、更なる対応の迅速化を図りたい。  |  |  |
|                                     |                                     | ②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。  | △   | 2     | 施設・設備の更新については、学園本部が中心となり、計画的かつ適切に実施している。更新計画に基づき、老朽化した設備の交換や教育活動に必要な機器の導入を進め、教育環境の維持・向上に努めている。  |  |  |
| 6-1                                 | 項目6<br>教育活動の<br>基盤と改<br>善・向上の<br>取組 | 1 中期事業計画と財務基盤  | ①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。   | △     | 2   | 学園の経営方針に沿って、学校および各学科(部門)の運営方針が策定されている。これらの運営方針は、毎年3月の春季研修会において全教職員に共有されている。また、組織目標の達成に向けて、教職員はそれぞれ個人目標を設定し、学園方針と日々の業務を連動させている。   | 項目6<br>教育活動の基盤と改<br>善・向上の取組<br>についての<br>学校自己評価は<br>《適切》<br>である |
|                                     |                                     |  | ②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。               | ◎     | 2   | 学園・学校の財政基盤は安定しているものの、少子化の進行を踏まえると中長期的な財政リスクに備えた経費削減の取り組みが必要であることから、令和8年度方針では、教育サービスの質を維持した学園費用の見直しを示しており、消耗品や教材・使用備品、光熱費などの見直しに努めている。また、教員にとって財政状況が把握しにくい現状があるため、財政情報を適切に共有し、学校運営の状況を理解したうえで教育活動に取り組める体制づくりが求められる。 |  |
| 6-3                                 | 3 学校評価の実施と改善活動                      | 学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること(職業教育に関するマネジメント(教育の企画・設計・運営等)における責任体制を含む。)                 | ◎   | 2     | 学園および学校の運営組織は組織図として明確に示されている。学校では、学校長・副校長・統括部長を中心に、各学科・各部および総務係・教務係・学生係の3係体制を整え、組織として有効に機能する仕組みを構築している。また、各学科においても業務分掌が定められ、役割と責任が明確に運用されていることから、引き続き適正に運用していきたい。   |  |  |
|                                     |                                     | ①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。 | △   | 2     | 学校関係者評価委員会および教育課程編成委員会を開催し、関連企業・団体や地域社会等の外部委員からの意見を学校運営や教育内容の改善に活用している。本校は文部科学大臣より「職業実践専門課程」に認定されており、認定要件に基づき、教育課程編成委員会を年2回以上開催し、業界のニーズを踏まえた教育課程の検討・改善を継続している。また、学校評価を毎年度実施し、その結果および改善状況を学園HP等で公表している。今後も、学校評価の結果や委員会での指摘事項を踏まえ、組織的かつ継続的に改善に取り組むことで、教育の質の向上を図りと説明責任を果たしていきたい。 |  |  |
|                                     |                                     | ②職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注】職業実践専門課程                                     | 認   | 2     |   |  |  |
|                                     |                                     | ③学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。   | ◎   | 2     |   |  |  |
| ④学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的にしていること。 | ◎                                   | 2  |   |       |   |  |  |
| 6-4                                 | 4 社会からの理解と情報の公表                     | ①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。   | ◎   | 2     | 当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等に関する情報については、ホームページやSNSを活用し、適宜発信している。引き続き教育内容や行事、学生の学修成果などは迅速に公開することで、学校の状況を広く社会に示していく。  |  |  |
|                                     |                                     | ②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。                        | △   | 2     |   |  |  |

◎ 必須項目  
○ 簡易に評価  
△ 任意項目  
認 認定制度における必須項目